

● R 6 までの経過と整理

[令和 6 年度中央区地域福祉専門会議（令和 7 年 2 月 13 日開催）における議論]

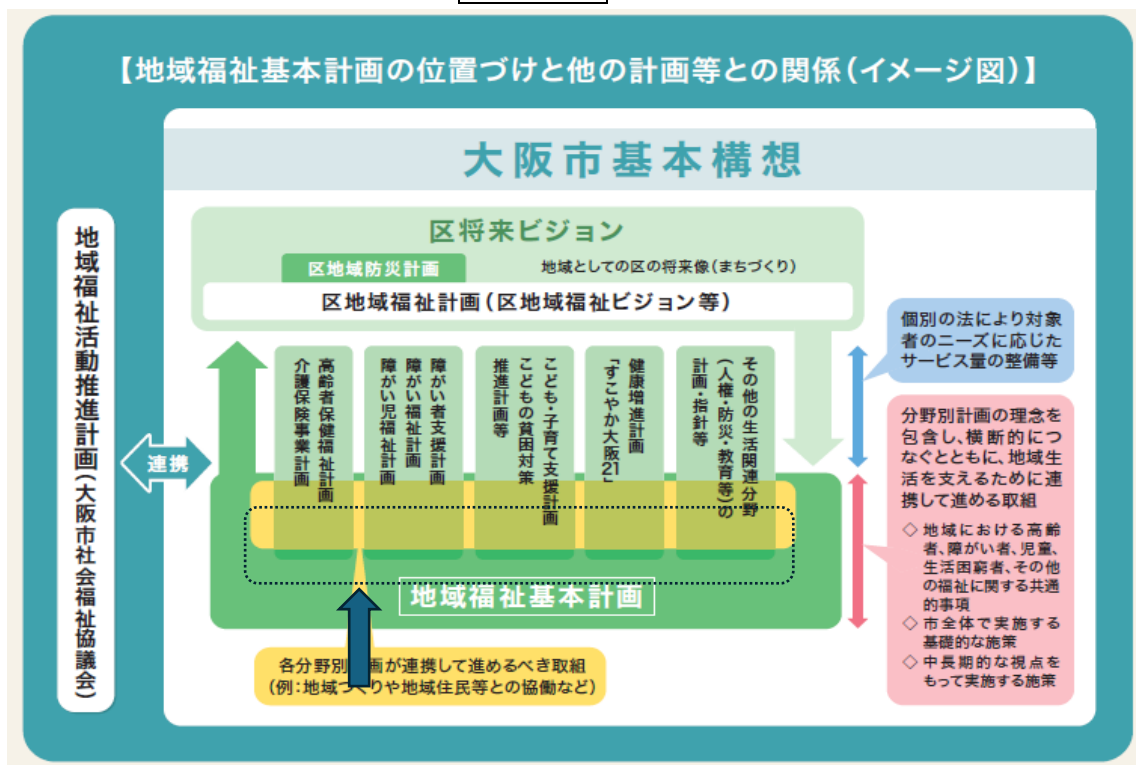
中央区では地域福祉ビジョンは 3 年ごとの計画サイクルで策定しているが、将来ビジョンは 5 か年の計画期間となっており、両者の期間のズレが生じている状況だった。また、地域福祉ビジョンは将来ビジョンの柱に関連する取り組みも多く、連携の強化が求められている。

こうした点から、将来ビジョンは次の改定年が 2027 年となるため、今回の地域福祉ビジョンの改定を 2 か年の中間見直しとし、大幅な見直しについては将来ビジョンに合わせることで一体となった取り組みについて議論ができるのではと考え、事務局より中間見直しで 2 か年の改定を提案した経過がある。

専門会議では、『地域福祉ビジョン独自の 3 年サイクルでも良いのでは』との、意見をいただいている。

事務局として、将来ビジョンと整合させることで中央区における取組の一体性を図りたいという提案をしたが、稲嶺前区長より、「次期区長意見を反映したうえでの判断をしていただきたい」とことで方向性は決定せず、結果、次回の会議で次期ビジョンの改定について議論していくこととなっている。

● 他計画との関係性・整合性 別添資料 2 - 2 参照



● 中央区将来ビジョンとの関係

区地域福祉ビジョンは「中央区将来ビジョン 2023-2027【2025 年中間見直し版】」のうち、次の 3 つの柱に関する取組の方向性を具体的に示し、取組を強化するものとなっている。

- 「柱 2 安全・安心・快適に暮らせるまち」
- 「柱 3 こどもの未来をみんなで育むまち」
- 「柱 4 誰もが幸せに暮らせるまち」

中央区地域福祉ビジョン 2023～2025 の計画期間について

● 大阪市地域福祉基本計画との関係

区地域福祉ビジョンは、福祉局が策定している「大阪市地域福祉基本計画」と一体で、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」を形成するものとなっている。

	位置づけ	内容
中央区 地域福祉 ビジョン	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・ 地域福祉に関する区の方針
		・ 住民の地域福祉活動を支える取組
		・ 区域全体に共通する福祉課題への対応
大阪市地域福祉基本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	・ 基本理念、目標
		・ 各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全域で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

● 第3期大阪市地域福祉計画 2024年度～2026年度の概要について 別添資料2-3参照

大阪市地域福祉基本計画との基本理念・目標が大きく変更されておらず、現行ビジョンと整合性が高いことも確認されている。

● 計画期間イメージ

2025年度までが現行計画、その後2027年度までを延長期間とし2028年度以降新しいビジョン策定



● 今後の進め方

計画期間を将来ビジョンと合わせる方向性として、計画期間を5年の方向性とし、今回は中間見直しに相当する対応で2年間の延長を行う

- ◆ 新たに策定された市地域福祉基本計画の基本理念や基本目標は大きく変更されておらず、現行の区福祉ビジョンとの親和性も高い
- ◆ 中央区としての区政運営の観点から、将来ビジョンと地域福祉ビジョンの計画期間の一体性があることは好ましい
- ◆ 区長会において、各区地域福祉計画の計画期間は3年が妥当ではあるが、4年以上の期間にする場合は中間年等で見直しを行う旨を推奨した指針が策定されている

中央区地域福祉ビジョン 2023～2027 【2025 中間見直し】